

○財務省告示第二百八十二号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十六年八月十四日に発行した利付国債の發行条件等を次のとおり告示する。
平成二十六年九月九日
利付國庫債券（三十年）（第四十
特別会計に関する法律（平成十三年法律第二百八十二号）第四十
三条第一項
社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
四 発行方法
三 用等 振替法の適
用の條項及びそ
の根拠
二 発行の根拠
一 名称及び記
号

五

ロ イ

方 募

六

ハ ロ イ
發

行争非者特国行争非者特国入価 入価・別債行争非者特国 入価法入
 入価・別債 入価・別債札格行札格第参市及入価・別債 札格決
 札格第参市 札格第参市発競 発競Ⅱ加場び札格第参市 発競定
 発競Ⅱ加場 発競Ⅰ加場行争額行争非者特国発競Ⅰ加場 行争の

額	額	額	込募各當も各	發別
面	面	面	み限國ての申	行參
金	金	金	の度債るか込	「加
額	額	額	応額市。らみ	と者
で	で	で	募の場その	い・
八	五	五	額範特のう	う第
百	百	千	を圓別応ち	。Ⅱ
七	二	四	割内參募應	非
十九	十	百	りに加額募	価
億	五	六	當お者を価	格
円	億	十	ていご順格	競
	円	七	るてと次の	争
		億	。各の割高	入
		円	申應りい	札

十 口 イ 一 発	九 振 額 最 替 額 単 面 位 金	八 行 争 非 者 特 国 入 価 替 額 入 価 単 面 札 格 第 参 市 發 競 價 行 争 格 日	七 口 イ 払
別債行争非者特国入価發	低行争非者特国行争非者特国入価	込	
參市及入価・別債札格行行	入価・別債入価・別債札格		
加場び札格第參市發競価	札格第參市發競	金	
者特國發競I加場行争格日	發競II加場	發競I加場行争額	
錢額以額	平す額の振	五	円五五五
面上面	成るの記替	万	百万千
金の金	二。整載法	円	二円四
額そ額	十数又の		一百
百れ百	六倍は規		十七九
円ぞ円	年の記定		億十二
にれに	八年金録に		四二
つのつ	月額はよ		千億八
き応き	十に、る		六百千
百募百	四よ最振		七三
円価円	日る低替		七百
四格四	も額口		五百
十十	の面座		五十
七七	と金簿		万

規下は払し払平
 定、期た期成額け住よるがをじ額よに座も係す次そが金と二一の者り場非発たにりつにのる号の銀額し十を所又算合居行金百算い記と所期及翌行を、六得は出に住時額分出て載し得日び當休支次年税外しは者にへのしは又て税に第業業払の十の國た、又おた二た、は振がつ十日日う算二税法金前はいだ十金前記替源てい六にに。式月率人額記外てし・額記録口泉て号支当たに二をが同に払ただよ十じおうるしり日じいへと、算をじて以き支出支。

(二) 年
 む十式は一
 も号に、募・
 のによ払入七
 と規り込決パ
 す定算金定一
 るす出額のセ
 るしに通ント
 期た加知ト
 日金えを
 に額、受
 払を次け
 い第のた
 込二算者

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{1.7}{100} \times \frac{55}{365}$$

二十九八七六
二十十十十五

払者入払元償償
込札場利還還
期參所金金期
日加支額限
後第
の二期
利期
子以

平財日額平るい日毎
成務本面成利てを年
二大銀五子、支六
二十臣行額十をそ払月
六から百六支の期二
年年払日と十
八通知に六う以し日
月つ月。前、及
十四をき二六各び
日受け百十月支十
た者円日間払二
に期月
属に二
すお十

$$\text{額面金額} \times \frac{1.7}{100} \times \frac{1}{2}$$